

令和7年度 第11回理事会

日 時：令和8年2月6日（金）14:00～

場 所：森林総合研究所（つくば市）特別会議室

I. 議 題

1. 第6期中長期計画の認可申請について [総合調整室]

II. 報 告

1. 第21回国立研究開発法人協議会総会（非公表） [研究担当理事]
2. 「国立研究開発法人森林研究・整備機構の共通的な経費の配賦基準」の見直しについて（非公表） [総合調整室]
3. 森林総合研究所における一般職員（大卒）の採用について（非公表） [総務部]
4. 役員給与規程の一部改正について [総務部]
5. 職員給与規程等の一部改正について [総務部]
6. 災害救助法の適用を受けた区域を対象とした森林保険の対応について [森林保険センター]

III. その他

1. 今後の主な会議・行事予定について
2. 主要行事
3. 森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

第6期中長期計画の認可申請について

中長期計画については、農林水産大臣が定める中長期目標に基づき作成することとされている。今後、第6期中長期目標が決定され機構に対して指示がなされれば、「国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に基づき、事業年度開始の日の30日前（3月2日）までに農林水産大臣あてに中長期計画の認可申請を行う必要がある。

このため、次回の理事会日程（3月6日予定）を踏まえ、農林水産大臣あて認可申請する第6期中長期計画案については、国立研究開発法人審議会林野部会の意見等を踏まえつつ、検討本部において検討の上、決裁を経て認可申請することとしたい。

（参考）

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十八号）

（中長期計画の認可の申請）

第五条 機構は、通則法第三十五条の五第一項の規定により中長期計画の認可を受けようとするときは、中長期計画を記載した申請書を、当該中長期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

役員給与規程の一部改正について

国家公務員において「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、官民格差是正等に基づく給与水準の改定が行われたところである。

当法人においても国に準じた取扱いとするため、以下のとおり役員給与規程の一部改正を行う。

I. 改正の主な概要

(1) 俸給月額の変更

号 俸	俸給月額(改正前)	俸給月額(改正後)
1	716,000円	736,000円
2	772,000円	794,000円
3	829,000円	852,000円
4	908,000円	933,000円

(2) 期末特別手当の支給割合の改正

期末特別手当の年間支給割合を0.05月分引き上げて3.4月分とする。

(3) 通勤手当の支給額の改正

- 自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者
(7,100円)→7,300円
- 自動車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者
(10,000円)→10,400円
- 自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者
(12,900円)→13,500円
- 自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者
(15,800円)→16,600円
- 自動車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者
(18,700円)→19,700円
- 自動車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者
(21,600円)→22,800円
- 自動車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者
(24,400円)→25,900円
- 自動車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者
(26,200円)→29,100円
- 自動車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者
(28,000円)→32,300円

自動車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者
(29,800円)→35,500円
自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上である者
(31,600円)→38,700円
()書きは改正前

(4) 通勤手当の支給額の改正

① 100キロメートル以上を上限とする通勤手当の新たな距離区分を新設

自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である者
38,700円
自動車等の使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である者
42,200円
自動車等の使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である者
45,700円
自動車等の使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である者
49,200円
自動車等の使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である者
52,700円
自動車等の使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である者
56,200円
自動車等の使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である者
59,600円
自動車等の使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である者
63,000円
自動車等の使用距離が片道100キロメートル以上である者
66,400円

② 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設 (予定)。

(5) 非常勤役員手当の改正

勤務1日の手当額 28,900円(改正前) → 29,700円(改正後)

II. 改正時期

令和8年2月1日(改正は、職員の改正時期と併せる。)

((1)、(3)及び(5)は、令和7年4月1日から適用、(2)は令和7年12月1日から適用、(4)は令和8年4月1日から適用。)

III. その他

令和7年4月1日から行っている、理事長及び研究・育種勘定の役員に係る俸給、地域手当、広域異動手当及び期末特別手当に関する特例(減額)措置については、令和8年3月31日までとする。

職員給与規程等の一部改正について

I. 給与規程等の改正について

国家公務員において、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、官民格差是正等に基づく給与水準の改定が行われたところである。

当法人においても、国家公務員に準じた内容で労働組合に賃金等改定を提案、賃金改定交渉において妥結したことから、以下のとおり職員給与規程等の一部改正を行う。

II. 改正の主な概要

1. 賃金改定について

(1) 月例給

① 一般職員俸給表

令和7年4月1日から、一般職員の大卒程度に係る初任給を12,000円、高卒者に係る初任給を12,300円引き上げたうえで、これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置きつつ、そこから改定率を逡減させる形で全ての年齢層の月例給を引き上げる。(平均改定率:全体3.3%(1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、4級2.9%、5級から10級2.8%。))

② その他の俸給表

一般職員俸給表との均衡を基本に改定。

(2) 特別給の支給割合の引き上げ

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げて、以下のとおりとする。

俸給表	改正前	改正後
一般職員・技術専門職員・研究職員	4.60月	4.65月
任期付研究員	3.45月	3.50月
指定職員	3.35月	3.40月
再雇用職員	2.40月	2.45月

(3) 通勤手当の支給額の引き上げ

自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
(7,100円)→7,300円

自動車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
(10,000円)→10,400円

自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
(12,900円)→13,500円

自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
(15,800円)→16,600円

自動車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	(18,700円)→19,700円
自動車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	(21,600円)→22,800円
自動車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	(24,400円)→25,900円
自動車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	(26,200円)→29,100円
自動車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	(28,000円)→32,300円
自動車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	(29,800円)→35,500円
自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員	(31,600円)→38,700円
	()書きは改正前

(4) 通勤手当の支給額の引き上げ

① 100キロメートル以上を上限とする通勤手当の新たな距離区分を新設

自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員	38,700円
自動車等の使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42,200円
自動車等の使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
自動車等の使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
自動車等の使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
自動車等の使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
自動車等の使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
自動車等の使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
自動車等の使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66,400円

② 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設 (予定)。

(5) 特地勤務手当の見直し

① 特地勤務手当額の算定基礎の見直し

②特地事務所等の指定の見直し(予定)

(6)特地勤務手当に準ずる手当の見直し

- ①特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
- ②採用に伴い転居した職員に対しても新たに手当を支給

(7)月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設(予定)

2. 非常勤職員の賃金改定

(1)月例給

算定基礎となる常勤職員の俸給表改正を踏まえて令和8年4月1日から改定。

(2)特別給

期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げ、年間4.60月分から4.65月分へ改定。

ただし、令和8年4月1日から適用。

Ⅲ. 改正時期(予定)

令和8年2月1日(1. 賃金改定についての(1)、(3)、(5)①、(6)は令和7年4月1日から適用、(2)は令和7年12月1日から適用、(4)、(5)②、(7)は令和8年4月1日から適用)

災害救助法の適用を受けた区域を対象とした森林保険の対応について
〔・令和8年1月21日からの大雪に係る災害〕

- 上記災害により、災害救助法の適用を受けた区域を対象に、森林保険契約の継続手続きの猶予措置を定めた通知を森林保険業務の委託先である道府県森林組合連合会等に発出するとともに、森林保険センターホームページにも掲載。
- 措置内容は、
 - ①保険契約者が保険期間満了の30日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、森林保険センターが猶予措置を決定した日から6月を経過する日の属する月の最終営業日までに申出があった場合は、同日まで継続契約の締結手続きを猶予する。
 - ②猶予期間内に保険料を添えて継続契約の申込が行われた場合は、現契約と同一の契約条件により、現契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとする。

災害救助法の適用による森林保険のお手続き猶予措置状況

対象災害等	対象区域 (防災情報のページヘルプ)	お手続き猶予措置 決定日 (括弧書きは最新の決定日)	お手続き猶予措置 期限	お手続き猶予措置 終了日
令和8年1月21日からの大雪に係る災害	青森県の7市10町4村、 秋田県の4市2町1村、 新潟県の4市	2026/1/30 (2026/2/4)	2026/7/31	
令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県の3市7町2村 岩手県の5市4町3村	2025/12/9	2026/6/30	
令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害	大分県の1市	2025/11/19	2026/5/29	
令和7年台風第22号に伴う災害	東京都の7町村	2025/10/9	2026/4/30	
令和7年9月12日からの大雨に伴う災害	三重県の1市	2025/9/16	2026/3/31	
令和7年台風第15号等に伴う災害	静岡県の9市1町	2025/9/5 (2025/9/8)	2026/3/31	
令和7年9月2日からの大雨	秋田県の1市1町1村	2025/9/3 (2025/9/17)	2026/3/31	
令和7年台風第12号に伴う災害	鹿児島県の1市	2025/8/29	2026/2/27	
令和7年8月20日からの大雨	秋田県の1市	2025/8/21	2026/2/27	
令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨	石川県の1市 山口県の1市 福岡県の1市 熊本県の6市5町 鹿児島県の4市	2025/8/8 (2025/9/8)	2026/2/27	
令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波	北海道の69市町村 青森県の9市町村 岩手県の12市町村 宮城県の15市町 福島県の3市町 静岡県の8市町 三重県の2市	2025/7/30	2026/1/30	2026/1/31
令和7年台風第8号に伴う災害	沖縄県の2村	2025/7/30	2026/1/30	2026/1/31
トカラ列島近海を震源とする地震	鹿児島県の1村	2025/7/10	2026/1/30	2026/1/31
令和7年3月23日に発生した林野火災	愛媛県の2市	2025/3/27	2025/7/31	2025/8/1
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災	岩手県の1市	2025/2/27	2025/7/31	2025/8/1
令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪	青森県の6市3町1村 新潟県の1市	2025/2/21 (2025/2/26)	2025/7/31	2025/8/1
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	埼玉県の1市	2025/2/12	2025/7/31	2025/8/1
令和7年2月4日からの大雪	福島県の3市11町5村 新潟県の5市2町	2025/2/10 (2025/2/13)	2025/7/31	2025/8/1
令和6年12月28日からの大雪	青森県の10市町村	2025/1/8	2025/7/31	2025/8/1

今後の主な会議・行事予定について

日付	研究	整備	保険	行事名	場所等
2月4日～6日	○			会計実地検査（第4局）	森林総合研究所 （実施：会計検査院）
2月6日	○			四国地域評議会	高知会館（高知市） （主催：四国支所）
2月6日	○	○		令和7年度 岩手県林業技術センター・森林総合研究所東北支所・林木育種センター東北育種場合同成果報告会	トーサイクラシックホール岩手（盛岡市） （主催：岩手県林業技術センター、東北支所、東北育種場）
2月9日	○	○		東北地域評議会	東北支所（盛岡市） （主催：東北支所、東北育種場）
2月12日～13日	○	○	○	WOODコレクション（モクコレ）2026	東京ビッグサイト（東京都江東区） （主催：東京都、WOODコレクション実行委員会）（ブース出展）
2月16日	○			森林産業コミュニティ・ネットワーク（FICoN）第15回ウェブ検討会「林業・木材産業における労働安全の取組」	オンライン開催 （共催：FICoN、森林総合研究所）
2月16日	○	○		北海道地域公開講演会	北海道大学学術交流会館（札幌市） （共催：北海道支所、北海道育種場、北海道水源林整備事務所）
2月24日	○	○		国有林等若手職員向け関西支所見学会	関西支所（京都市） （主催：関西支所）
2月28日	○			森林教室「森林のいろいろなやくわり」	関西支所（京都市） （主催：関西支所）
2月28日	○			第82回立田山森のセミナー「顕微鏡で覗いてみよう！植物病原菌の世界」	九州支所（熊本市） （主催：九州支所）
3月5日	○			令和7年度林木育種成果発表会	オンライン開催 （主催：林木育種センター）
3月10日～11日	○	○		令和7年度近畿北陸・中国地方業務連絡会	関西支所（京都市） （主催：関西支所）

主要行事（令和8年1月9日～令和8年2月5日）

月 日	行 事 内 容	出 席 者
1月9日(金)	【共】理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
13日(火)	【共】独立行政法人・特殊法人等監事連絡会第7部会	監事
15日(木)	【育】森林・林業関係団体合同新年の集い	育種事業・森林バイオ担当理事
16日(金)	【共】コンプライアンス・ハラスメント防止研修	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、森林業務担当理事、法令遵守担当理事、監事
20日(火)	【育】第2回育種運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事、監事
21日(水)	【研】クロスアポイントメント審査委員会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	【共】4法人監事連絡会	両監事
22日(木)	【整】第2回事業運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、森林業務担当理事、法令遵守担当理事、両監事
〃	【保】第2回保険運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事、森林保険センター所長、両監事
28日(水)	【研】農林水産技術同友会新年賀詞交歓会	理事長
30日(金)	【研】中央環境審議会 自然環境部会 自然公園等小委員会	理事長
2月2日(月)	庁議	理事長
〃	【研】国立研究開発法人協議会コンプライアンス専門部会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
4日(水) ～5日(木)	【研】会計実地検査	

※【研】：森林総合研究所、【育】：林木育種センター、【整】：森林整備センター、【保】：森林保険センター、【共】：共通の行事の略

森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

○ 前月以降公開済の研究成果

	広報タイトル	研究者・担当者名	掲載誌名	論文公開時期	備考
1	外来害虫タイワンタケクマバチ、タケの種類選り好みせず営巣	カンザキ ナツミ 神崎 菜摘 関西支所	Insects	2025/8	
2	三宅島噴火で植生喪失後のつる植物、クローン繁殖で勢力回復	モリ ヒデキ 森 英樹 樹木分子遺伝研究領域	American Journal of Botany	2025/8	
3	きのこのツチグリと共生したアカマツ苗、セシウム吸収増	オウ スミカ 小河 澄香 きのこ・森林微生物研究領域	Journal of Environmental Radioactivity	2025/5	
4	北方針葉樹3種は温暖地への移植で異なる反応を示す	イハトクコ 伊原 徳子 樹木分子遺伝研究領域	Canadian Journal of Forest Research	2025/4	
5	オオヤマザクラ南限でカスミザクラとの雑種個体の割合高め	ナカミツ テルヨシ 永光 輝義 企画部国際戦略科	Plant Species Biology	2025/8	
6	マツ枯れ北上阻止を目的としたアカマツ林から広葉樹林への転換、皆伐後6年の経過は順調	サワダ ヨシミ 澤田 佳美 東北支所	東北森林学会誌	2025/9	
7	枯死木を利用する甲虫類を伐採地で保全するには、複数の樹種を保持することが重要	ヤマナカ サトシ 山中 聡 北海道支所	Forest Ecology and Management	2025/10	
8	宇宙から熱帯林に生息するフン虫の多様性を地図に描いてみた	ウエダ アキラ 上田 明良 北海道支所	Journal of Forest Research	2025/7	
9	帯状伐採施業地は皆伐施業地と比べてオサムシ科甲虫の多様性が高い	ウエダ アキラ 上田 明良 北海道支所	Entomological Science	2025/10	
10	タスマニア島固有針葉樹の遺伝的多様性に植民地化後の開発は影響せず	James R.P. Worth 樹木分子遺伝研究領域	Heredity	2025/10	
11	接着剤による成虫脱出孔封鎖でクビアカツヤカミキリ防除	タキ ヒサトモ 滝 久智 生物多様性・気候変動研究拠点	Applied Entomology and Zoology	2025/10	
12	スギ・ヒノキ害虫ヒメスギカミキリ、50°C30分以上の加熱で全滅	ウエモリ カズシゲ 上森 教慈 森林昆虫研究領域	Journal of Forest Research	2025/11	
13	小笠原諸島・母島列島で、ムラサキシキブ属の新種2種と自然交雑種を報告	ススキ セツコ 鈴木 節子 樹木分子遺伝研究領域	Phytotaxa	2025/12	プレスリリース

○ 最近のシンポジウム・イベント

	名称	担当	主催等	開催場所	開催日	備考
1	森林講座「日本へとつながるアジア大陸の人類移動、氷河期の森林拡大が要因だった」	森林総合研究所 多摩森林科学園	森林総合研究所	多摩森林科学園 森の科学館 (八王子市)	1月22日(木)	
2	SATテクノロジー・ショーケース2026	森林総合研究所	つくばサイエンス・アカデミー (一般財団法人茨城県科学技術振興財団) SATテクノロジー・ショーケース2026実行委員会	つくば国際会議場 (つくば市)	1月22日(木)	
3	グリーンインフラ産業展2026	森林総合研究所	日刊工業新聞社	東京ビッグサイト 東7・8ホール (江東区)	1月28日(水)～ 30日(金)	
4	公開シンポジウム「温暖化最前線！～鹿児島島の植物たちはどうなる～」	森林総合研究所 九州支所	森林総合研究所 九州支所	鹿児島大学稲盛会館 (鹿児島市)	1月31日(土)	